

《ツキノワグマの狩猟一部再開について》

鳥取県では、かつての絶滅の危険性が高かった状況と比べ、ツキノワグマの個体数が大幅に回復したと判断されたため、ツキノワグマの狩猟を次のとおり一部再開します。

【狩猟期間】 11月15日～12月14日

狩猟期間中であっても、有害捕獲等による**殺処分数が捕獲上限数を超えた場合、超えると予想される場合は、その時点で狩猟の自粛を要請します**ので、出猟前には自然共生課ホームページ等でご確認ください。

とりネット 狩猟

検索

URL:<https://www.pref.tottori.lg.jp/289517.htm>



○ツキノワグマを狩猟で捕獲した場合のお願い

個体数管理を行うため、捕獲頭数の把握、捕獲した個体のモニタリング調査を行っていますので、**ツキノワグマを捕獲した場合は速やかに自然共生課等にご連絡ください。**

○ツキノワグマの錯誤捕獲の防止について

ツキノワグマの狩猟が可能な法定猟法は、銃猟のみです。

鳥獣保護管理法第12条第1項により、わなを使用する方法でツキノワグマを捕獲することは禁止されており、**わなにツキノワグマがかかった場合は、錯誤捕獲となります。**

ツキノワグマの生息地と思われる場所では直径12cm以上のくくりわなを設置しない等、**ツキノワグマの錯誤捕獲が発生しないように努めてください。**

※狩猟期間におけるニホンジカ、イノシシの捕獲を目的としたくくりわなについて、直径12cm以上のものの設置が認められていますが、クマの錯誤捕獲防止のために、ご協力をお願いします。

○ツキノワグマを錯誤捕獲した場合

錯誤捕獲が発生したら遅滞なく県担当課又は最寄りの市町村役場にご連絡ください。

錯誤捕獲個体は原則として放獣します。

【県担当課連絡先】

生活環境部自然共生社会局自然共生課	電話	0857-26-7872	休日・夜間	0857-26-7111
中部総合事務所環境・循環推進課	電話	0858-23-3149	休日・夜間	0858-22-8141
西部総合事務所環境・循環推進課	電話	0859-31-9325	休日・夜間	0859-31-6211